

会議録（概要）

1	会 議 名	平成28年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会
2	開 催 日 時	平成29年2月8日（水）午後1時30分～午後3時15分
3	開 催 場 所	消防庁舎5階講堂
4	出 席 者	<p>委員：三代川会長、八木委員、板谷委員、宇野委員、土屋委員、長谷川委員、遠山委員、太田委員、齋藤委員、櫻井委員、武石委員、菅野委員、杉山委員、高橋委員、増田委員、西山委員、風見委員、澤田委員（出席18名）</p> <p>（欠席：江口副会長、黒田委員、酒井委員、3名）</p> <p>代理出席：習志野健康福祉センター 小俣副技監兼副センター長（江口副会長代理）</p> <p>事務局：健康福祉部 菅原次長 健康支援課 関口課長、塙主幹、河西係長、田中副主査 危機管理課 山田係長</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及び 会議の概要	<p><u>事務局 遠山部長</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会開催挨拶 <p><u>事務局</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員紹介 ● 職員紹介 <p><u>三代川会長</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議の公開 ● 傍聴者なし ● 21名の委員の内、18人の出席。過半数の出席があるため、本審議会は成立。 ● 江口副会長の代理で、習志野健康福祉センター副センター長、小俣氏が出席。 <p>● 議事1点目「新型インフルエンザ等対策訓練について」</p> <p><u>事務局</u>：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 習志野市の訓練の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は、国・県の訓練の状況設定に基づいて机上訓練と連絡訓練を実施。 ・ 県からの連絡訓練は、昨年度1回であったものが、時間的経過を追って5回にわたり実施され、市もそれに合わせて5回の連絡訓練を実施した。 2. 訓練の状況設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県の訓練の状況設定について、資料2を見ながら説明。 ・ 海外発生期から国内感染期に至るまでの時間的経過のイメージが、訓練をすることによって深まった。 3. 緊急事態措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の訓練で、千葉県が出した緊急事態措置について説明。 ・ 昨年度は、県内全域が施設の利用制限等の措置の範囲であったが、今年度は、

措置が出る範囲が、県内でも限られた地域で、内容も2段階になっていた。
事務局（危機管理課）：突発的に起きる地震等の災害と、新型インフルエンザの大きな違いは、時間と空間が徐々に広がりを見せる点が違う。準備をする時間があるということ。インフラは使用できるので、情報収集や情報発信には問題がない。これらのことは、対応するのにあたっての大きなアドバンテージである。
一方、新型インフルエンザ等対策連絡室は災害の対策本部等と比べて、少ない人数しか割り振られていない。どのように動くか整理をし、効率よく対応できるように段取りをしておくべき。
災害は目に見えるが、感染症は目に見えない。どのようにすれば施設の使用制限を市民に理解してもらえるのか、という課題を感じた。

三代川会長：

何か質問や意見はあるか。
(なし)

三代川会長：

今回の訓練は、国・県と連動して実施したということだが、他の市町村も一緒に実施したのか。

事務局：

訓練について、市町村に求められているのは、1回は訓練をするということ。ただし、日程は、国・県と同時でなくてもよいので、これから実施する市もある。

八木委員：

県からの連絡方法についてだが、FAXやメールは、送っても相手方が確認していなかったというのがある。それに対応が遅れることがあると思うが、その辺りはどうなっているのか。

事務局：

今回は、日程が決まっている訓練であり、事前にいつ連絡があるのかが周知されていたため、メールのみの連絡であったが、今回の訓練の5回目の状況設定が実際に起こった際は、メールを送り、かつ電話を入れることを考えていると聞いている。

三代川会長：

2015年に韓国で発生したMERSでも、初動の情報伝達が後で問題視されていた。繰り返しの訓練が必要と考える。

菅野委員：

施設の使用制限の定義について、教えてほしい。介護保険の業種では、デイサービ

ス等の通所サービス、ショートステイ等の短期入所サービスを提供する施設は閉鎖するとして、入所施設については、そこで利用者が生活していることから継続になるとのことであったが、例えば、家族の面会などはどうなるのか。

事務局：

スライド19の区分3「社会生活を維持する上で必要な施設」における面会者については、国からはっきりした見解が示されているわけではない。ただ、不要不急の外出自粛要請が出ていることを考えると、家族等の面会者にも、それが要請されていることになる。また、施設には、感染した場合には重症化するような虚弱な高齢者が生活していることから、そこに外部からウイルスを持ち込まないということが大切な対策になってくると思われることから、面会はできるだけしないということが基本と考えている。

三代川会長：

他に質問はあるか。

(なし)

● **議事2点目：「市民団体のマニュアルについて」**

事務局：

1. 今までの経過を説明
2. 「情報提供マニュアル」に市民団体・関係団体の活動内容を示して、整備していくことについて提案
3. 市民団体の活動内容について提案
4. 市からの情報提供の時期、内容、方法（形態）について提案

杉山委員：

社会福祉協議会です。支部の人に活動の説明をしたら、どうなるか、という視点で事務局の説明を聞いたが、「誰に伝えたらいいのか」という質問が必ず出ると感じた。そこで、2点質問する。

(1) 社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員、高齢者相談員、町会・自治会の活動内容とされている「普段の活動の中で、気になる人に訪問、電話等で情報の伝達をする」というのは、役割分担をしていくのか、同じ人に何度も伝達してもよいので、特に役割分担をせず、それぞれの団体で実施していくと考えているのか。

(2) 視力障がい者等、障がいのある人に配慮した情報提供は考えているか。

事務局：

(1) 当初は、地域の各団体が役割分担することを考えていたが、各団体の所管課等と協議する中で、現段階で役割分担することは不可能という結論に達した。将来的に訓練を実施する中で、地域の中で自ら分担していこうと発展していくことを期

待している。

(2) 情報提供の形態については、まだ未検討の段階。ご意見いただいた障がいのある人に対する情報提供については、今後、検討していきたい。

太田委員：

計画作成段階から、市から市民に対する情報提供が大事だという指摘は、この審議会ですでにされている。今回、事務局からの説明を改めて聞いて、市がどの段階でどのような情報を出すかが、もっと具体的に示されていないと、この審議会での議論が十分できないのではないかと感じた。一緒に検討してきた事務局の一員である危機管理課として、詰めが甘かったことをお詫び申し上げたい。マニュアルについては、できるだけ早く固めてしまって、訓練をして、だめなところがあれば、変更していくことが大切だと思っている。

事務局：

太田委員のご指摘の通り、事務局として情報提供の具体的な部分の検討が遅れていることについては、お詫び申し上げたい。

昨年度は、今年度の連絡訓練の5回目に相当する部分だけであったが、今年度、1回目から5回目の訓練を実施して、今までに感じられなかった時間の経過というもの改めて実感した。時期によって必要な情報提供が、かなり異なるということも目の当たりにした。情報提供マニュアルの必要性は、十分認識している。作成していく所存であることをもって、太田委員への返答としたい。

高橋委員：

- ・ マスメディアとの合わせ技を考えていかないといけない。
- ・ どの情報が正しくて、どの情報が間違っているのか、アドバイスができるような情報が必要である。
- ・ どこが相談窓口なのか、どこの病院に行ったらいいのか、何時から何時までなのかといった生活に直結した情報を伝えるのが、我々の役目だと思っているが、いかがか。

事務局：

高橋委員のご指摘通り、具体的な情報というのが大切と思っている。

相談窓口や受診できる医療機関は、国・県からの指示で、時間を追って変わっていく。例えば、相談窓口であれば、最初は県だけの対応だが、ある時点からは市にも窓口ができる。医療機関であれば、最初は成田赤十字病院が指定の医療機関だが、経過を追って、市内であれば四病院の対応になり、その後、一般のクリニック・診療所で診療するようになる。これらのことを、皆様にタイムリーに伝えていくことができるよう、細かい時系列のマニュアルが必要と認識している。

ただ、事務局職員もイメージ力が乏しく、マニュアルを作成した後、訓練をするこ

とによって、不足していることに気づくことになるかと予想している。その際は、協力をお願いしたい。

高橋委員：

新型インフルエンザ発生時は、特にデマや間違った情報が出やすいと思うので、そこをどのように修正していくかということについても検討して欲しい。

事務局：

承知した。

三代川会長：

他に意見はあるか。

(意見なし)

三代川会長：

それでは、先に進めていく。以前は、市民団体のマニュアルを作成するという事になっていたが、この度、市民団体の活動を盛り込み、「情報提供マニュアル」として整備するという提案があった。これについては、いかがか。

(意見なし)

風見委員：

商店会連合会です。情報提供についてであるが、私共の業種であると、来店したお客様に対する情報提供が協力できることだと思っている。他の団体が活動を中止する時期になっても、私共の業種は区分3の継続する業種になるので、来店したお客様への情報提供はできるのではないかと考えている。

事務局：

情報提供は、先程、お伝えしたように時間を追って必要な情報が変わってくる。うまく伝達できるようにしていきたいので、商店会連合会でも、ご協力をいただけるよう、会の中で話をさせていただきたい。

三代川会長：

新型インフルエンザ等対策においては、自然災害と違い、目に見えないところに難しさがある。皆で検討していきたい。

スライド11の市民団体の活動内容、スライド16、17の市からの情報提供の内容や方法について、何かご意見はあるか。

活動内容については、今も意見があったところではあるが、ここにあげられていない内容で、こんな活動ができるのではないかと意見があれば、お願いしたい。

ここで、各委員から意見をいただく。まず、消防団としての意見だが、消防団はポ

ンプ車による広報活動をするが、雨風が強いなど、その日の天候によって、うまく届かないことがある。そういったことに気をつけながら活動をしなければならないと思っている。民生委員・児童委員協議会の増田委員、いかがか。

増田委員：

高齢者に向けた情報提供は、一般の人に向けた情報提供とは違う難しさがある。対面でいくこと、事あるごとにタイムリーにいくことがとても大事で、そうでなければ相手方の理解は得られない。例えば、現在、行政防災無線で振り込め詐欺に注意といった内容を放送しているが、高齢者には、聞き取りにくいこともあり、行き届いていない。そのような高齢者の特徴に配慮した情報提供の方法を検討していただきたい。

三代川会長：

大型店連絡協議会の澤田委員、いかがか。

澤田委員：

告知ツールとしてポスター掲示というのは協力できると思っているが、どういったものが作成されるのか内容を見てメンバーに確認を取りたいと思う。私が勤務するモリシア津田沼店は従業員数が1,400人、来客数が1日3~4万人であるので、告知する場所としてはよいと思うが、外出の自粛要請が出るとのことで、出し方などは工夫が必要だと思う。

三代川委員：

他に意見はあるか。

増田委員：

先程、高齢者について述べたが、児童委員の立場として、中学校、小学校、幼稚園などの子どもがいる家庭では、学校などを通して情報がいくのではないかと、思っているが、乳幼児をもつ家庭に向けた情報提供も、ひとつ考えなくてはならないのではないかと思う。

三代川会長：

その点も検討をお願いしたい。
それでは、遠山委員、意見はあるか。

遠山委員：

・事務局より「情報提供マニュアル」の説明があったが、これはマニュアルの骨格にも満たない背骨のようなもの。ここから骨をつけ、骨格にしていく。
・情報発信のタイミングが大事で、そのタイミングにふさわしい内容をいかに出し

ていくかマニュアルに記載する必要がある。

・発生場所が、国内なのか、北海道なのか、県内なのか、また、広がるスピードもあるが、その状況で習志野市民が、どのような行動をとるべきなのか、何に留意したらよいのかが、わかる情報提供が大事である。

・それぞれの団体で、どこまで情報提供できるのか、委員の皆様の頭の中には描けているのではないかと思う。今後も聞き取りをしたり、意見をもらうことになると思うので、その時はお願いしたい。

・理想はすべての市民に情報が届くことであるが、現実的には、より多くの市民に的確なタイミングで正確な情報を届けることが重要。

・高齢者や障がい者への情報提供は、伝わってこそ情報であると思うので、十分な配慮をしたい。

・高橋委員の意見にあったように、国内で発生したらテレビ報道等されると思うが、市が発信する情報は、私は何をするのか、自分の家庭では何をするのかといった、直接、行動に結びつく情報を提供する必要がある。そのため情報はシンプルに、回数は増えることになる。

三代川会長：

情報提供の正確さや時期の難しさを感じるころではある。事務局より今後の作成スケジュールについて説明をお願いする。

事務局：

・今回の審議会で、「情報提供マニュアル」を素案という形で出せばよかったが、背骨という意見もあったが、基本的な内容について確認した。

・今回、出していただいた意見を受けて、事務局で素案を作成する。

・素案を郵送するので、よく見ていただき、皆様の意見を紙面に書いて、同封の返信用封筒で出していただきたい。

・次回の審議会で、皆様の意見をもとに修正した素案を示すので、それについて審議していただきたい。

・素案を郵送する時期は、5月以降の早目の時期と考えている。

三代川会長：

素案を郵送するとのことであるので、意見をよろしくお願いしたい。

● **議事3点目：「住民接種マニュアルについて」**

事務局：

・住民接種と特定接種について（再確認）

・習志野市医師会と作成準備のため話し合いを実施

・接種体制の案について

小中学生：学校での施設集団接種

それ以外：医療機関での集団的予防接種

・課題について

三代川会長：

「住民接種マニュアル」については、医師会と話し合いながら準備を進めているとのことでしたが、医師会の八木委員、何か補足はありますか。

八木委員：

・地震と新型インフルエンザの違いについて、先程、話があったが、ピーク時には、地震はいくら大規模でも場所が限定的なので、国内からのボランティアや国際的な支援があるが、新型インフルエンザは世界中で勃発するので、応援を求めることができず、対策は市町村で自己完結するしかないと考えている。自宅から出られない高齢者に対して、どのように食料を届けるのかといったことも考えなければならぬし、運送する人が休んでいてスーパーの棚には何もなければならぬ。厳しい状況を想像する必要があると考えている。

・ワクチン接種について、パンデミックワクチンというのは、今までの季節性インフルエンザのワクチンと、元になるウイルスが違うのはもちろんのこと、性質が違う。そのため、副作用が強くなる恐れがある。

・プレパンデミックワクチンは、現在 3 千万人分備蓄されているが、試験接種が行われた際、普通の季節性インフルエンザワクチンより副作用が多く発生した。入院になった方もいるし、ギランバレー症候群という神経麻痺がでる副作用があった方もいる。住民接種に使用するパンデミックワクチンも、そのような副作用が起きる可能性があり、留意する必要がある。

・住民接種は、一人 2 回接種であるので、罹患した人や死亡した人を除いても、習志野市では 26 万回接種を習志野市医師会の医師で実施する。膨大な数なので頭を抱えている。

・予約システムが機能しないと上手くいかないなので、その部分の体制構築は、早急にする必要があると考えている。

三代川会長：

課題が山積みの住民接種マニュアルであるが、質問はあるか。

高橋委員：

習志野市は多くの方が都内で勤務しており、都内には多くの医療機関がある。事業所での接種というのは、国はどのように考えているのか。

事務局：

・国は、住民接種は、住民票のある市町村で実施することとしている。

・また一方で、都内には大学病院等、規模の大きい医療機関が多くあるのも確かだ

あるが、そのような病院は、脳症などの重症化した患者の診療にあたることになっており、2009年のパンデミックでも重症者が多かったことから、おそらく重症者の診療で病院は疲弊し、住民接種までは手が回らないと思われ、そういった点からも期待できない。

・市としては、市内の四病院に、住民接種を多く実施して欲しいと思っているが、重症者の診療を考えると、その程度できるのかは、未知数である。

・住民接種は、ピーク直後の実施であることが、実施を難しくしている。皆様の活動を含めた対策の目的として、感染拡大は免れないが、できるだけピークの患者数を少なく、なるべく時期を遅くしていくことがあるが、それによって住民接種がより効果的なものになる。どの時期に開始されるかによって、状況が、かなり異なってくるのが住民接種である。

菅野委員：

特定接種については、現在、登録の申請を受け付けているところで、×切が1月初旬から3月中旬に延期されたところである。

特定接種の登録時には、接種する医療機関と一緒に登録することとなっている。習志野市民の中にも、特定接種の対象となる人もいると思われるので、その分、住民接種の対象から差し引かれることになる。

三代川会長：

住民接種は大変時間がかかるとのことだが、先日、ワクチンの製造方法で、細胞を使った新しい方法についてテレビで紹介していた。今後、技術が進んでいく事を期待したい。

他に質問や意見はあるか。

(なし)

では、事務局からは、連絡などあるか。

事務局：

市では、感染予防に必要なN95マスクや防護服の使用方法についての職員向けの研修をしている。介護保険事業者や社会福祉協議会など、緊急事態措置が出ても継続しなければならない業務を行う事業者等も同じように従業員向けの研修などが必要と思われるが、もし希望があれば、市の研修について、参加はできないが見学等の協力はできると思うので、情報提供する。

三代川会長：

今回の審議会では、今まで検討してきた市民団体のマニュアルについて、「情報提供マニュアル」という形で作成するという方向が示された。素案が手元に届いたら、意見をお願いしたい。

		<p><u>事務局</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生は、常に危惧されている。発生した際は、感染拡大をできるだけ防ぎ、市民生活への影響を最小限にする対策が求められる。 ・平成26年10月に対策行動計画を作成してから、市では、この計画がより実行性のあるものになるよう、必要なマニュアルの作成準備や訓練等の対策を進めてきた。 ・新型インフルエンザ対策は、市民の皆様と連携、協力が不可欠である。今後とも、よろしくお願いいたします。 <p>● 次回審議会日程説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の審議会は平成29年9月～10月頃を予定。(現在の委員任期が10月末となっているため) <p><u>三代川会長</u>：</p> <p>他にご意見はあるか。</p> <p>(なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事はすべて終了。 ・平成28年度第1回新型インフルエンザ等対策審議会を閉会する。
6	所管課名	保健福祉部健康支援課